

許 可 の 条 件

- (1) 本許可を受けた者は、本施設の使用に際し、高知県高知土木事務所長（以下、「土木事務所長」という。）の指示に従い、善良な使用に努めなければならない。
- (2) 本許可を受けた者は、本施設使用中は常に船舶検査番号が船外から確認できるようにしなければならない。ただし、船舶検査適用除外船舶にあつては、船舶検査番号を船名と読み替える。
- (3) 本許可を受けた者は、許可を受けた使用の目的に従って使用しなければならない。
- (4) 本許可を受けた者は、使用する権利を他人に譲渡し、担保に供し、又はその船舶の共有者以外に使用させてはならない。
- (5) 本許可を受けた者は、本施設使用期間中は船体を適正に管理し、港湾施設の安全かつ適正な利用に支障とならないようにしなければならない。
- (6) 土木事務所長は、本施設の使用を許可するとどまり、保管は許可を受けた者の責任であることから、天災、人災、盗難等による被害について、一切の責任を負わない。
- (7) 本施設使用者は、施設の使用又は行為に起因して施設並びに第三者に損害を与えた場合は、使用者の負担と責任において、原状復旧及び損害の賠償を行うこと。
- (8) 使用期限満了後も引き続き許可を受けようとするときは、当該期間満了の日の20日前までに申請書を提出すること。
- (9) 本許可を受けた者は、土木事務所長から港湾工事の施行又は施設の維持管理上必要な措置として、船舶の移動等の要請があつた場合にはこれに従わなければならない。
- (10) 本施設利用に際し、他の利用者に迷惑をかける等施設の秩序ある利用を妨げていると土木事務所長が認める場合は許可を取り消すことがある。
- (11) 本許可に係る使用船舶を買い替え等により変更しようとするときは、事前に土木事務所長に協議し、新たに許可を受けなければならない。
- (12) 本許可を受けた者は、許可期間の途中で許可を受けた行為を止めようとするときは、書面により事前に土木事務所長に届け出なければならない。
- (13) 本許可を受けた者は、土木事務所長が必要と認めて立ち入り調査を行うときは、これに協力しなければならない。
- (14) 本施設使用者は、港湾法、高知県港湾施設管理条例その他関係法令を遵守すること。
- (15) 本施設使用者は、別添「施設利用上の規則」を遵守すること。遵守できていないと土木事務所長が認める場合は許可を取り消すことがある。

(教示) この許可に不服があるときは、この許可があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に高知県知事に対して審査請求をすることができます。

許可の取消しの訴えには、この許可の通知を受けた日から6ヶ月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）、提起しなければなりません。（なお、許可の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても、許可の日から1年を経過すると許可の取消しの訴えを提起できなくなります。）ただし、許可の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6ヶ月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。